

農業用危険物屋外タンクの利用について（お願い）

農業用ビニールハウス等（以下「ビニールハウス等」という。）で危険物を使用される皆様へ、阿久根消防署からのお願いです。

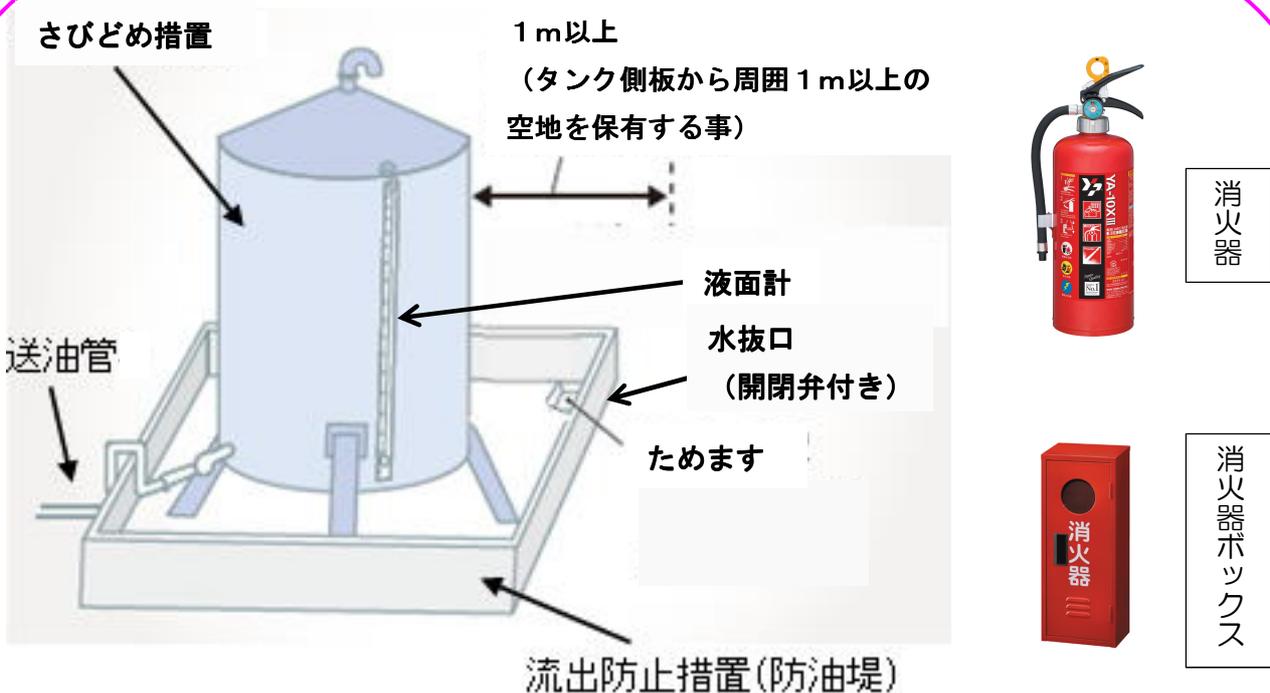
ビニールハウス等に使用する屋外貯蔵タンクを保有される方は、灯油、軽油及び重油の貯蔵量に応じて阿久根地区消防組合火災予防条例に基づき、貯蔵及び取扱いの届出をしなければなりません。

届出の対象を下表のとおり示します。

☆少量危険物（指定数量の5分の1以上で指定数量未満の危険物）の貯蔵及び取扱いをする場合☆

消防危険物（第4類 引火性液体）	危険物の指定数量	貯蔵量（指定数量の5分の1以上で指定数量未満）
灯油及び軽油（第2石油類）	1,000ℓ	200ℓから999ℓまで（1,000ℓ未満）
重油（第3石油類）	2,000ℓ	400ℓから1,999ℓまで（2,000ℓ未満）

また、屋外貯蔵タンクを設置するにあたり、下図のような措置を講じなければなりません。



○届出に必要な書類

- ・少量危険物（指定可燃物）貯蔵・取扱い届出書
- ・構造設備明細書 ・付近見取図
- ・配置図（防油堤、消火器、標識及び掲示板等図示）
- ・タンク図面 ・タンク検査済証の写し

※その他、詳細や御不明な点等ありましたら、下記まで御連絡ください。

阿久根地区消防組合 警防課危険物係

TEL 0996-72-0119